

令和２年度後期の授業実施方針（案）

1. 授業開始日は、学事暦どおり 9 月 28 日（月）を開始日とする。
2. 授業方法は、以下のとおりとする。
 - ① 授業については、下記的前提事項を踏まえたうえで、新型コロナウイルスの感染の収束が見通せない中であることから、前期授業に引き続き、学修管理システム（manaba）等を活用した遠隔手法による講義を基本とする。
 - ② 研究指導、外部提供科目、学外学修を主とする科目（社会連携実践 等）、大学院（現代商学専攻）の科目などについては、対面での実施を可能とする。
※担当教員が、履修学生の受講環境を考慮した授業運営を行うこと（開始時間をずらす、遠隔と対面を併用する など）を前提とする。
 - ③ 基礎ゼミナール、健康スポーツ（冬季集中科目含む）、情報総合センター実習室を利用する実習科目については、対面での実施を可能とする。また、対面で実施する場合には、対面での受講のみに限定した履修制限を行えるものとする。
 - ④ 履修科目選択期間及び履修登録変更期間（9 月 28 日～10 月 9 日）は、上記科目を除く全ての科目を遠隔手法により実施する。
 - ⑤ 履修登録期間が終了して履修者が確定した後、担当教員が対面での授業実施を希望し、全受講生の上承を得られた場合で、かつ、三密を避けた教室の確保ができた場合は、対面も取り入れた講義を可能とする。
 - ⑥ 後期の授業負担が多い教員の担当科目については、担当者変更や非開講も含め、個別相談に応じることとする。
 - ⑦ 後期中間試験及び後期期末試験の実施方法については、引き続き検討する。
 - ⑧ 大学院（アントレプレナーシップ専攻）の授業方法等の詳細については、別途通知する。
 - ⑨ 学内で感染者が出た場合、または、近郊で感染拡大があった場合などの状況に応じて、対面で実施可能としている科目についても、遠隔手法による講義に切り替えるものとする。
 - ⑩ 9 月以降の状況において、ワクチンの完成、国・文科省の指針、北海道及び小樽市、他大学の動向等により、本実施方針に修正が必要な場合は、危機対策本部において再検討を行う。

【令和2年度後期の授業実施方針（案）策定にあたっての前提事項】

1. 学生へのアンケート結果として、通学を極力避けた授業運営を望む声が多い反面、大学キャンパスの開放や対面授業を望む声もあったことから、対面での授業を受けることが困難な学生は、遠隔による授業を受けられるようにしつつも、対面授業、ないしは対面授業と遠隔授業のハイブリッド型の授業を取り入れていく必要がある。
2. 対面授業を実施するには、以下の点への対応が必要である。
 - (1) 三密を避けた授業運営（教室の収容定員は1/3以下にすることを想定）
 - ※従来のような密集型の対面授業を実施することはできない。
 - ※本学には、全ての授業で三密を避けた対面授業を実施できるキャパシティ（教室数など）はなく、また本学の財務状況や授業運営可能な教室設備の確保の観点からも学外施設を借りることは難しい。
 - (2) 教室の消毒
 - (3) 感染者が出た場合の接触者を把握するための学生の出席管理
 - (4) 感染者が出た場合の休講・教室変更、欠席者への代替措置等の対応
 - (5) 周囲に感染を広げることの恐怖心や職場からの指示により、通学を極力避け、遠隔授業による履修を希望する学生への対応
2. 授業は三密を避けて実施できたとしても、空き時間、休憩時間及び通学時等の学生の行動を規制することは難しいため、一日の中で対面授業を受講する学生が大量になると、感染の可能性が高まってしまう。
3. 本学の学内ネットワークは、多数の学生によるオンライン授業の学内受講に耐えられないことから、学生のオンライン授業の受講環境は自宅が主となる。そのため、学生の移動時間を考慮すると、同日に時間割に基づいた遠隔授業と対面授業を混在させることは難しい。
4. 学生の大半が一年間の履修計画をもとに履修登録を行っていることから、学生への影響が大きいため、時間割の変更を行うことは最小限に留めたい。
5. 教員が新型コロナウイルスに感染し、担当する授業の運営が困難な状況となった場合に、履修生に大きな影響が出てしまうため、出来る限り感染のリスクを下げていきたい。

6. 今年の秋または冬に、新型コロナウイルス感染症の拡大の可能性が示唆されているため、新型コロナウイルスの感染が再び拡大することを想定し、学生・教職員の安全を最優先にしたい。

【対面授業実施時の遵守事項】

1. 入室前（または入室後すぐ）に、手洗い（石鹸・流水で 20 秒以上）をさせる。手洗いを原則とするが、教室に設置する手指消毒剤を併用し消毒させる。
2. 使用する机・手が触れる器具等は、学生各自に消毒させる。
3. 学生の出席確認を行う。
4. 実施時間中は、強制換気システムによる換気を常時稼働させる。または、1 時間に 2 回以上（30 分に 1 回以上、1 回当たり数分）窓を全開にして自然換気を行う。自然換気の場合は 2 方向の開口をとる。（窓とドアを開けるなど）
5. 距離を 1 m 以上保つように座席を配置し、授業期間中に着席する座席は固定とする。
6. 教員はマスクまたはフェイスガードを着用、学生にはマスクを着用させる。
7. 以下に該当する症状が見られる学生がいる場合は受講させない。
(37.5℃以上の発熱／咳／鼻水／息切れ／倦怠感／嗅覚・味覚の異常／腹痛・下痢)